

議案第 27 号

上越市手数料条例の一部改正について

上越市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

上越市長 村山 秀幸

上越市手数料条例の一部を改正する条例

上越市手数料条例（平成 12 年上越市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 102 号アの表中「第 39 条」を「第 44 条」に改め、同条第 106 号及び第 107 号を次のように改める。

Ⅲ 建築物省エネ法第 12 条第 1 項の規定により提出し、又は建築物省エネ法第 13 条第 2 項の規定により通知する建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物消費性能基準に適合するかどうかの判定の手数料 1 件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

ア 非住宅部分である認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物（建築物省エネ法第 37 条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合における同項に規定する他の建築物をいう。以下「他の建築物」という。）以外の建築物（以下「主たる建築物」という。）で、次の表の中欄又は右欄の判定を行う場合 同表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額

建築物の区分	標準入力法等による基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号イの基準をいう。以下同じ。）に適合する	モデル建物法による基準（基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準をいう。以下同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合
--------	--	--

		かどうかの判定を 行う場合	
工場等（建築基準法上の用途が工場（自動車修理工場を含む。）、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設であるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）以外	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	262,000円	107,600円
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	336,700円	139,200円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	476,500円	219,500円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	584,700円	283,700円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	689,400円	339,000円
	床面積が25,000平方メートル以上のもの	785,200円	396,200円
工場等	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	36,800円	32,900円
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	47,600円	42,800円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	99,900円	94,000円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	143,300円	136,800円

	方メートル未満のもの		
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	174,900円	167,700円
	床面積が25,000平方メートル以上のもの	214,100円	205,800円

イ 非住宅部分である他の建築物で、次の表の中欄又は右欄の判定を行う場合 同表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額

建築物の区分	標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円	19,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,400円	28,400円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	76,400円	76,400円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	118,400円	118,400円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	148,400円	148,400円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	184,400円	184,400円

Ⅲ 建築物省エネ法第12条第2項の規定により提出し、又は建築物省エネ法第13条第3項の規定により通知する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物消費性能基準に適合するかどうかの判定の手数料 1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

ア 非住宅部分の床面積を増加しようとする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

⑦ 主たる建築物の場合 次の表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額

建築物の区分		標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合
工場 等以 外	増加をしようとする非住宅部分の床面積が300平方メートル未満のもの	211,800円	86,800円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	262,000円	107,600円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	336,700円	139,200円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	476,500円	219,500円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	584,700円	283,700円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	689,400円	339,000円
	増加をしようとする非住宅部分の床面積が25,000平方メートル以上のもの	785,200円	396,200円
	工場 等	増加をしようとする非住宅部分の床面積が300平方メートル未満のもの	29,700円
増加をしようとする非住宅部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		36,800円	32,900円
増加をしようとする非住宅部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		47,600円	42,800円
増加をしようとする非住宅部分の床面積		99,900円	94,000円

が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの		
増加をしようとする非住宅部分の床面積 が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	143,300 円	136,800 円
増加をしようとする非住宅部分の床面積 が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	174,900 円	167,700 円
増加をしようとする非住宅部分の床面積 が 25,000 平方メートル以上のもの	214,100 円	205,800 円

(4) 他の建築物の場合 次の表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、
同表の中欄又は右欄に定める額

建築物の区分	標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合
増加をしようとする非住宅部分の床面積が 300 平方メートル未満のもの	10,000 円	10,000 円
増加をしようとする非住宅部分の床面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19,000 円	19,000 円
増加をしようとする非住宅部分の床面積が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	28,400 円	28,400 円
増加をしようとする非住宅部分の床面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	76,400 円	76,400 円
増加をしようとする非住宅部分の床面積が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	118,400 円	118,400 円
増加をしようとする非住宅部分の床面積が 10,000 平方メートル以上 25,000 平	148,400 円	148,400 円

方メートル未満のもの		
増加をしようとする非住宅部分の床面積が 25,000平方メートル以上のもの	184,400円	184,400円

イ その他の場合（非住宅部分に限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

(7) 主たる建築物の場合 次の表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額

建築物の区分		標準入力法等による 基準に適合するかどうかの判定を行う場合	モデル建物法による 基準に適合するかどうかの判定を行う場合
工場 等以 外	床面積が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	131,000円	53,800円
	床面積が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	168,400円	69,600円
	床面積が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	238,300円	109,800円
	床面積が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	292,400円	141,900円
	床面積が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	344,700円	169,500円
	床面積が25,000平方メートル以上 のもの	392,600円	198,100円
	工場 等	床面積が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	18,400円
床面積が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの		23,800円	21,400円
床面積が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの		50,000円	47,000円
床面積が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの		71,700円	68,400円

床面積が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	87,500円	83,900円
床面積が25,000平方メートル以上 のもの	107,100円	102,900円

(4) 他の建築物の場合 次の表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、
同表の中欄又は右欄に定める額

建築物の区分	標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	9,500円	9,500円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14,200円	14,200円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	38,200円	38,200円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	59,200円	59,200円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	74,200円	74,200円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	92,200円	92,200円

第2条第108号中「イの表」を「イ(7)の表」に改め、同条第109号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同号アの表中「第39条」を「第44条」に、「第30

条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同号イの表中

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

28,400円	135,200円
---------	----------

を

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,400円

102,500円
135,200円

に改め、同号ウの表中

「
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
」

28,400円	334,500円
---------	----------

を

「
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
」
「
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
」

19,000円	256,900円
28,400円	334,500円

に改め、同条第110号中「第36条第1項」

を「第41条第1項」に改め、同号ア中「第39条」を「第44条」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、「（平成13年国土交通省告示第1346号）」を削り、「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第30条第1項に」を「第35条第1項に」に改め、「（平成28年国土交通省令第5号）」を削り、同号ウ中「基準省令第1条第1項第1号ロの」を「モデル建物法による」に改め、同号エ中「基準省令第1条第1項第1号イの」を「標準入力法等による」に改め、同条第111号中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同条第112号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同条第113号中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。